

岡 財 第 377 号
平成26年10月6日

各 局 区 室 長
各 事 務 局 長
教 育 長
(主 管 課 扱 い) 様

財 政 局 長

平成27年度予算編成方針について（依命通達）

このことについて、岡山市予算規則第6条の規定に基づき、別添予算編成方針により平成27年度予算を編成するので通達する。

平成27年度予算編成方針

1 国の情勢と地方財政

我が国の経済情勢は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動がみられるものの、緩やかな回復基調を続けており、また、雇用情勢についても平成26年9月の月例経済報告では、着実に改善しているとされる一方で、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があるとされている。

地方財政については、国の「当面の財政健全化に向けた取組み等について－中期財政計画－」において、平成27年度までは地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源の総額は、平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているものの、地方の創生と人口減少の克服が喫緊の課題となる中、社会保障関係経費は依然として増加傾向が続き、公共施設等の老朽化対策や、防災・減災対策の一層の推進、また、いわゆる「社会保障と税の一体改革」に係る子ども・子育て支援新制度の創設による新たな財政需要への対応など、地方財政を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にある。

2 本市の財政状況

本市では、人件費の縮減、市債の発行抑制等、これまで積極的な行財政改革を進めてきたことにより、平成25年度決算では、扶助費や介護保険事業への繰出金等の社会保障関係経費が引き続き増加したものの、市税収入等の一般財源が増加したことで、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率等の財政指標は改善している。

しかしながら、今後の市税収入や地方交付税等の一般財源の動向は経済情勢等に影響されるため不透明であり、少子高齢化の進展による社会保障関係経費の増大が懸念される中、市有施設耐震化や老朽化施設の再整備等に今後多額の経費を要することなどを考えると、本市財政は予断を許さない状況である。

3 まちづくりと行財政運営の方向性

今日の市政に求められている課題は、こうした財政状況において、これまでの財政健全化の取組みを今後も全市を挙げて推進していくことと合わせて、魅力と活力あふれるまちづくりを進めるため、一層の選択と集中を図りつつ、効率的で無駄のない有効な施策を構築、実施することである。このため、引き続き着実な行財政改革に取り組みながら、本市の有する高いポテンシャルを活かし、「住みやすさ」「力強さ」「安

全・安心」の3つの視点を大切に、施策を重点化する必要がある。

こうした考えに立ち、中心市街地の回遊性向上や魅力づくり、女性が輝くまちづくりや教育の再生、切れ目のない医療・介護サービスの提供、歴史と文化が薫る心豊かで一体感の持てるまちづくり等による「住みやすさ」、広域的な課題の解決に向けた他市町村との連携強化や、産学官連携による新産業創出、地場産業の支援及び企業誘致による経済活動の活性化等による「力強さ」、ハード・ソフト両面からの防災・減災対策に取り組むとともに、地域の絆を大切にした地域防災力の強化等による「安全・安心」なまちづくりを引き続き積極的に推進することとする。

4 予算編成の基本方針

平成27年度予算は、市財政をめぐる厳しい環境には依然として大きな好転は望めないことから、限られた経営資源を効率的・効果的に活用するためには、事務事業の再点検を行うなど、さらに無駄を排除する一方で、必要な事業については一層拡充するなど、さらなる選択と集中を図ることが必要である。

歳入では、市税収入の先行きは経済情勢等に影響されるため今後も不透明である中、総務省の概算要求においては、消費税率の引上げ等による地方一般財源の増加を見込んでいるものの、地方交付税は大きく減額されており、決して予断を許さない状況にある。このことから、市税等については適正かつ確実な収入確保に努めるとともに、使用料及び手数料のうち改定時期を迎えるものについては、国・県の改定の動向及び他の政令市の水準等に留意しつつ検討する必要がある。

一方、歳出では、扶助費等の社会保障関係経費は引き続き増加が見込まれる一方で、中心市街地の回遊性向上や魅力づくり、市有施設の耐震化等の防災・減災事業や老朽化施設の再整備、さらには太陽光発電や自転車利用促進等の地球温暖化対策など、本市の有する高いポテンシャルを活かしながら、市民福祉の一層の向上や、持続可能な活力あるまちづくりに資する重点施策・事業を積極的に推進していく必要がある。

また、財政調整基金等については、本市における最重点事業の推進への活用を念頭に置き、収支不足への対応としての取り崩しは、長期的な財政の均衡を確保する観点から、抑制することとし、市債の発行についても、臨時財政対策債等の元利償還金の全額が地方交付税に算入されるものを除き、時限的で有利な起債の活用を図りながら、極力抑制する方針である。

そのため、平成27年度の予算編成に当たっては、各局区室において、都市経営的な視点に立ち、自ら徹底的に無駄を排除、そぎ落とししたうえで、真に必要な事業を厳選して要求されたい。

このような状況において、限られた財源を有効に活用しながら財政運営をより効果

的・効率的に進めるとともに、財政の透明性を向上させ、市政に対する関心をより一層高めるため、平成27年度当初予算より、予算編成過程の「見える化」を本格的に実施するものとする。（別添「参考」参照）

また、区役所の予算については、各区における身近なまちづくりや地域課題に対応するため、各区が政策推進方針（政策局所管）を提出し、その中で区が主体となって実施する新規・重点事業については直接要求できるようにする。また、既存の区づくり推進事業について、区が主体となってまちづくりを考える観点から、補助対象事業や補助率を見直し、区から直接要求できるように変更する。

上記事業などを中心として、地域に根差した身近なまちづくりに関わる事業予算について、区が直接要求できる仕組みを新設するものとする。

なお、現時点における平成27年度収支見込みは、社会保障関係経費の増に加え、市有施設耐震化や老朽化施設の再整備などにより、約60億円の収支不足が生じていること、また、各局区室において積極的に見直しや創意工夫に取り組む必要があることから、平成27年度予算要求に向けても、シーリングを設定することとする。

その設定に当たっては、別紙シーリング対象外事業に該当する経費を除き100%（政府が年内にも判断する予定の、平成27年10月からの消費税率引上げに係る影響額については、当該影響額を要求額に含めるものとする。ただし、維持補修費については、老朽化施設等維持管理経費の増嵩に対応するため、対前年度比105%とする。）とするので、既存事業については、徹底した経費の節減・合理化を図るとともに、市民サービスを確保しつつ、新たな市民ニーズにも対応できるよう、各局区室で創意工夫を凝らした的確な予算を見積られたい。また、予算査定のなかで、個別事業の内容を吟味することにより、メリハリを効かせた予算編成とすることとしている。

なお、事業の積極的な見直しを促進するため、各課において既存事務事業を再点検し、経費の見直しを行った場合、その節減効果額の範囲内で、新たな事業及び拡充施策等を要求できるものとする（行革インセンティブ枠）。

平成27年度予算においては、最重点事業の要求枠を下記のとおり設定し、当該事業を対象に、シーリング対象外事業としての要求を認めることとする。

- (1) 各局室において検討している平成27年度の最重点事業で、その目標・効果が明示される事業
- (2) 上記(1)には、庁内に推進委員会等を設置するなど、計画的な整備・実施が全庁的に検討されている市有建築物の耐震化推進事業、太陽光発電等推進事業及び社会保障・税番号制度導入に係る事業を含む。

なお、平成27年度の最重点事業枠への要求は、各局室から提案された「平成27

年度政策推進方針」の中から、最重点事業として市長の承認を得たものに限る。

国の予算編成状況によっては、市の予算編成に大きな影響を及ぼすとともに、事業内容を大幅に見直さざるを得ない場合もあることから、各局区室において、経済対策等の補正予算を含め、国の状況を十分に把握し、機動的に対応できるよう準備されたい。

また、国の「まち・ひと・しごと創生本部」の基本方針に基づく地方創生関連予算については積極的に活用することとし、予算要求に際しては、あらかじめ財政課と協議することとされたい。

決算委員会や定期監査等の指摘事項については、各局区室において十分検討したうえで、予算要求に反映させるよう必要な措置を講ずることとされたい。

各局区室においては、この基本方針の下、事業の緊急性、必要性、優先度等の観点から重点化を図るとともに、徹底した経費の節減・合理化を図り、的確な予算の見積もりを行い、別に定める期日を厳守のうえ、提出されたい。

5 予算要求書提出期限

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 事業費 | 平成26年11月 7日 (金) |
| (2) 人件費 (全庁一括要求分) | 平成26年12月22日 (月) |
| (3) 国制度改正に係る予算要求額の修正 | 平成26年12月 末日 |

[別紙]

シーリング対象外事業

- 1 平成27年度の最重点事業枠
- 2 行革インセンティブ枠
- 3 人件費（全庁一括要求分）
- 4 扶助費（法定義務分のみ）
- 5 積立金
- 6 公債費
- 7 予備費
- 8 その他財政課において特に認める事業

「予算編成過程の見える化」の実施について

目 的 限られた財源を有効に活用しながらより効果的・効率的な財政運営を進めるとともに、財政の透明性を向上させ、市政に対する関心をより一層高める。

導入時期 平成 27 年度当初予算の編成過程から実施

＜平成 26 年度当初予算では試行を実施（市長査定事業の公開）＞

公開区分 ・会計別予算 ・款別予算 ・事務事業別予算 ・主要事業予算

公開項目 ・予算要求額 ・予算査定額 ・事務事業別予算査定理由（類型区分別）

〔実施スケジュール〕

	現 行	導入後
10 月	■ <u>予算編成方針</u>	■ <u>予算編成方針</u>
11 月	事業費要求締切	事業費要求締切
12 月		
	人件費要求締切	人件費要求締切
	国の制度改正等による 要求額修正	国の制度改正等による 要求額修正
1 月		◎ <u>予算要求状況の公開</u> ~~~~~
2 月	■ <u>予算記者発表</u>	■ <u>予算記者発表</u> ◎ <u>予算要求・査定状況の公開</u> ~~~~~

■ これまで公開しているもの

◎ 今回から新たに公開するもの
~~~~~